

監委公告第 1 号
令和3年1月18日

熊本市監査委員 三 島 良 之

熊本市監査委員 村 上 博

熊本市監査委員 池 田 泰 紀

熊本市監査委員 高 島 剛 一

監査結果に基づき市長等が講じた措置について

監査結果に基づき、又は監査の結果を参考にして講じた改善策について、熊本市長等より通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

目 次

監査委員監査の結果に係る措置

○一般・特別会計定期監査

平成 29 年度	工事	1
平成 30 年度	工事	3
令和元年度	財務	5
令和元年度	工事	17

○公営企業会計定期監査

令和元年度	財務	18
-------	----	-------	----

○財政援助団体等監査

令和元年度	財務	23
-------	----	-------	----

○行政監査

平成 30 年度	29
----------	-------	----

(関係条文)

・ 地方自治法第 199 条第 14 項

監査委員から第 75 条第 3 項の規定又は第 9 項の規定による監査の結果に関する報告の提出があった場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置（次項に規定する措置を除く。以下この項において同じ。）を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該措置の内容を公表しなければならない。

指摘事項等

<計画通知手続きを怠った保管庫の建築等について>

- ・工 事 名 県指定重要文化財熊本洋学校教師館災害復旧に係る部材格納工事
- ・工事期間 平成 29 年 1 月 12 日から平成 29 年 3 月 17 日まで

本工事は、熊本地震で全壊した熊本洋学校教師館(ジェーンズ邸)の復元を目的に、その建築部材を保管するための保管庫 3 棟(床面積各 133 m²)の建築、及び倒壊現場における建築部材の解体選別と保管庫への移送などの工事である。

① 計画通知等を怠った保管庫の建築について

倒壊現場から離れた市の施設内に新たに保管庫を建築することから、必然的に工事の計画や設計段階において、都市計画法に基づく許可(※2)や建築基準法に基づく計画通知の要否の確認が必要になるとともに、それらの結果によっては実際の手続きが必要であったにもかかわらず、これらを行わずに工事を発注し、結果として市自らが法律で定められた手続きを怠ったまま、保管庫 3 棟が建築されていた。

本件については、担当職員が、熊本地震による復旧・復興などの業務に忙殺され、かつ建築部材の早急な保管に気を取られていたことなどから、完全にこれらの手続きが漏れていたものであり、監査での指摘を受けてようやくこれに気付く結果となっていた。

熊本地震後の厳しい状況が背景として影響していた可能性は否定できないものの、市自らが法律上の重要な手続きを怠ったまま保管庫 3 棟を建築していたことは深刻な結果であり、保管庫 3 棟の取り扱いに関し、直ちに関係部署と必要な協議を行ったうえで適切な措置を行われない。また、今回の状況に至った原因に関しては、組織的課題として認識し、再び同様な事態を招くことがないよう、組織を挙げて有効な再発防止策に取り組みたい。

※2:都市計画法に基づいて必要となる開発行為などの許可で、敷地が位置する用途地域や建築物の用途などに基づき建築の可否が決まるもの。

措置内容	措置日
<p>①計画通知等を怠った保管庫の建築について</p> <p>指摘後、建築基準法に基づく計画通知については、建築指導課より違反指導を受け、建築基準法第12条第5項の規定による報告を建築指導課に平成30年(2018年)9月に提出した。建築指導課による審査後、建物と基礎の緊結について疑義を指摘されたため、補強のための工事を行うこととしたが、補強案の検討に時間を要した。補強案を確定し、再度令和2年(2020年)2月5日に法第12条5項の報告を提出し、是正内容について了承を得た後、2月12日～3月13日の期間で補強を行い、これが完了した3月23日に建築指導課へ是正完了の報告し指導済となった。ただし、指導済後も解体するまでの間は、半年毎(9月、3月)に安全確認の実施状況報告は求められており、これについては解体するまでの間、対応する。</p> <p>なお、都市計画法の許可については、建築基準法第85条第5項の仮設建築物となるため、都市計画法第29条第1項第11号、同施行令第22条第1号で仮設建築物は許可を要しない建築行為となるもの。</p> <p>また、再発防止策については、課内のチェック体制が十分でなかったため、平成29年(2017年)10月より、複数の建築職員による確認体制を整えた。それでも建築職員が不足する場合は、必要に応じて他課の建築職員のチェックを受けることとした。また、建築職ではない管理職や監督職の職員においても工事の状況について現地確認やヒアリング等を行い、その現状の把握に最大限努めるとともに、課内でのチェック機能を確実にするため、確認が必要な項目のリストを作成し運用することとした。</p>	<p>令和2年 (2020年) 3月23日</p>

指摘事項等

<計画通知に係る是正を怠ったことなどについて>

- ・ 工事名 四時軒災害復旧に係る部材格納工事
- ・ 工事期間 平成 29 年 6 月 8 日から平成 29 年 8 月 18 日まで

本工事は、熊本地震で損壊した市指定有形文化財である四時軒を解体し、解体前に使用されていた既設部材を利用して再建を行う工事が完了するまでの間、これら既設部材を一旦保管するためのプレハブ鉄骨造倉庫(平屋建床面積約 130 m³)を建築するなどの工事である。

倉庫の着工前に建築基準法に基づく計画通知の手続きが必要であるにもかかわらず、これを行わないまま着工し、完成させていた。

対象課は、前回実施した別工事(※)の監査において、本工事と同じく計画通知を怠ったまま着工して完成させていたことを、本工事発注後 10 日余りの時点で指摘されていながら、本工事に関し何ら是正のための検討や具体的な対応を行うことなく工事を継続し、完成し、使用を開始していた。

同じ対象課において前回の監査で指摘を受けた工事と極めて内容が類似した本工事に関し、前回の監査結果が何ら生かされることなく、法律に基づく手続きを怠ったまま放置し、自治体自らが適合が確認されていない建築物の工事を執行し、現在も使用を継続していることは看過することのできない違反である。

今も建築基準法に基づく報告が行われぬまま使用が継続しているジェーンズ邸の保管倉庫とともに、関係法令と行政庁の指導に基づき、速やかに必要な措置を講じられたい。

※熊本地震で倒壊した県指定重要文化財熊本洋学校教師館(ジェーンズ邸)を再建するまでの間、既設部材を保管するための倉庫を建築するなどの工事。

措置内容	措置日
<p>指摘後、建築指導課より違反指導を受け、建築基準法第 12 条第 5 項の規定による報告を建築指導課に平成 30 年（2018 年）9 月に提出した。建築指導課による審査後、建物と基礎の緊結について疑義を指摘されたため、補強のための工事を行うこととしたが、補強案の検討に時間を要した。改めて建築指導課と協議し、保管庫について撤去することで再度法第 12 条 5 項の報告を令和 2 年（2020 年）3 月 2 日に提出し了承を得た。</p> <p>令和 2 年（2020 年）9 月 12 日に既存保管庫を撤去し、9 月 28 日に建築指導課へ是正完了を報告し、10 月 30 日に監査事務局にも報告した。</p>	<p>令和 2 年 （2020 年） 9 月 28 日</p>

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>〈旅費等の支給誤りについて〉 会議出席にかかる旅費について、旅程は福岡空港発着であったが、博多駅までの新幹線代金に加え、熊本空港までのバス代金と思われる車賃が過大に支給されていた。</p>	<p>旅費の過払い分については、令和元年（2019年）11月18日付にて調定を行い、令和元年（2019年）12月17日に返還分の収納を行った。また、支払い時には、旅費事務の手引きによる確認を徹底するとともに、決裁時には担当者と複数職員によるチェックを行うこととした。</p>	<p>令和元年 （2019年） 12月17日</p>

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>〈旅費等の支給誤りについて〉 外部講師の来庁に際して特別旅費が支給され、その内訳として1日分の日当が支給されていたが、食糧費から昼食も提供されていた。</p>	<p>相手方に説明し、過払い日当については戻入処理を行った。 また、支払い時には、旅費事務の手引きによる確認を徹底するとともに、支出関係をチェックする担当者を設け、決裁時にその担当者と複数職員によるチェックを行うこととした。</p>	<p>令和2年 (2020年) 2月21日</p>

文化市民局人権推進部男女共同参画課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>〈旅費等の支給誤りについて〉</p> <p>会議出席にかかる旅費について、上位の旅費区分を適用し計算されていたため、旅費区分の差額分が過大に支給されていた。</p> <p>会議出席にかかる費用弁償において、昼食代を減額調整して日当を支給する必要があったが、調整されないまま過大に支給されていた。</p>	<p>委託先より提示された旅行計算内訳書及び旅費事務の手引きの確認を徹底するとともに、決裁ラインによるチェックにおいても見落としがないよう注意する。</p> <p>それぞれの旅費の支給誤りについては、戻入処理済み。</p>	<p>令和元年 (2019年) 12月23日</p>

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>〈旅費等の支給誤りについて〉 会議出席にかかる旅費について、宿泊料が旅費区分の上限を超えて過大に支給されていた。</p>	<p>旅費の過大支給（128円）については、監査指摘を受け、直ちに事務処理を行い、旅行者に返納させた。</p> <p>支払事務を行う際は、旅費事務の手引きによる確認をするとともに、旅費の根拠となる書類確認の内部チェックを改めて徹底すること、また、旅行者本人にも旅費計算内訳書の内容を今以上によく確認してもらうなど再発防止を図ることとした。</p> <p>なお、同様の誤りが起こらないよう局内通知を行い、周知を図った。</p>	<p>令和2年 (2020年) 2月4日</p>

健康福祉局福祉部介護保険課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>〈資金前渡用預金口座における不明金について〉 介護保険料の還付のために開設された資金前渡用預金口座においては、月初に資金前渡された100,000円が当口座に入金され、金融機関の窓口で現金による還付が行われたあと、残金は全て戻入されている。このことから、資金前渡により入金された分の戻入時点における預金残高は常に0円とならずであるが、出所が判明しない預金残高が複数年にわたり存在していた。</p> <p>①現年度還付分の資金前渡用預金口座 不明な預金残額 1,200円</p> <p>②過年度還付分の資金前渡用預金口座 不明な預金残額 1,137円</p> <p>複数年にわたり出所が判明しない預金残高が存在していることは、不適切であり所管課の管理が徹底されていなかったものと言わざるを得ない。会計事務の遂行に当たっては、その重要性を十分に認識され、緊張感を持って日々の事務処理を行われたい。なお、出所が判明しない預金残高については、適切に処理されたい。</p>	<p>不明金が発生した経緯については、当時の通帳もなく、現時点では確認が取れない状況のため、会計担当部局に相談の上、令和2年（2020年）3月に雑入として歳入処理を行った。</p> <p>今後は、毎月の通帳の確認に際し、当月の出入金の状況だけでなく通帳残高の確認を行い、適正な管理を行っていく。</p> <p>また、職員に対しては、改めて会計事務の重要性について周知徹底を図った。</p>	<p>令和2年 （2020年） 3月27日</p>

経済観光局スポーツ・イベント部スポーツ振興課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>〈予定価格を超過した契約締結について〉</p> <p>公設運動施設浄化槽保守点検業務委託において、2者から見積書が徴取されていたが、2者とも予定価格を上回った見積額であったにもかかわらず、2者のうち安価な金額を提示した者と契約が締結されていた。</p> <p>予定価格とは、地方公共団体が契約を締結する場合に、契約金額を決定するための一応の基準としてあらかじめ作成する価格であり、契約の締結に当たっては、契約の申込みをした者から提示された見積額が予定価格の範囲内であることを確認の上、契約の相手方を決定し、以降の契約事務へ進むこととなる。本件の場合においては、見積額が2者とも予定価格の範囲内に収まっていなかったため、本来は再度、見積書の徴取を行うなどの対応をとるべきであった。しかしながら、見積額が予定価格の範囲内であるかどうかの確認を怠ったことにより、予定価格を超過した契約となったのは、不適正な事務の執行と言わざるを得ない。前回、平成30年度（2018年度）定期監査においても、本件と同様の事項を他部署に対して指摘したところであり、契約事務におけるチェック体制の脆弱さが懸念されるところである。今後は決裁権者の責任として必ず見積額と予定価格の確認を行うとともに、適正な契約事務の執行に努められたい。</p>	<p>月1回の頻度にて班単位で契約事務マニュアルについて研修会（勉強会）を実施し、班全員で確認ができる環境づくりの構築を行っている。</p> <p>また、経済観光局にて令和2年（2020年）9月25日、29日の2日に分けて、監査指摘事項に伴う研修会を実施。局全体で64人（スポーツ振興課13人）の参加があり、契約事務手続きについて再発防止策の研修を行った。</p>	<p>令和2年 （2020年） 9月29日</p>

東区役所区民部秋津まちづくりセンター

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>〈行政財産の目的外使用に伴う共益費負担額の算定誤りについて〉</p> <p>秋津まちづくりセンターにおける令和元年度（2019年度）の行政財産の目的外使用に伴う共益費負担額の算定において、その基礎額の一部となる警備費用分として年額2,008,800円を計上するところ、誤って年額208,800円で計上していた。その結果、共益費負担額として年額190,240円を徴収すべきところを年額156,319円しか徴収しておらず、年額33,921円の過少徴収となっていた。</p> <p>行政財産の目的外使用に伴う共益費負担額の算定においては、基礎額を確認して正しく計算されたい。また、再計算を行い不足が生じた額については、使用者に説明を行い、適切に処理されたい。</p>	<p>行政財産の目的外使用に伴う共益費負担額の算定誤りについて、関係機関と協議のうえ、年額33,921円の過少徴収分を令和2年（2020年）1月31日に徴収を完了した。</p> <p>令和2年度からは、共益費算出表作成後に、担当者自身で責任をもって、算定根拠となる資料との突合を行い確認し、決裁者においても同様に確認を行って決裁する。加えて、前年度の共益費負担額と著しく差がないかどうかを再度チェックすることで算定誤りを防止している。</p>	<p>令和2年 （2020年） 1月31日</p>

南区役所区民部富合まちづくりセンター

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>〈現金領収における徴収誤りについて〉 複写料及び印刷料の現金領収において、令和元年（2019年）6月12日収納された領収証の首標金額及び内訳合計金額は680円と記載されていたが、内訳に基づき正しく計算すると810円となり、130円の過少徴収となっていた。なお、平成31年（2019年）4月10日収納された領収証においても、首標金額及び内訳合計金額は1,540円と記載されていたが、内訳の金額を合算すると正しくは1,120円となり、420円の過大徴収となっていた。</p> <p>現金領収における徴収誤りについては、平成29年度（2017年度）の定期監査において指導事項としていたが、今回も同様の不備が見受けられた。これは、指導事項に対し単に一過性の対応にとどまり、改善措置が徹底されていなかったと言わざるを得ない。今後は、徴収誤りのないよう確認を徹底され、適正に事務を執行されたい。また、過不足となった金額については、適切に処理されたい。</p>	<p>指摘後、早急に相手方に連絡を取りお詫びし、区への報告をするとともに戻出（令和2年2月完了）及び追加徴収（令和2年1月完了）の事務を執り行った。</p> <p>再発防止対策については、手書き領収書用のチェックリストを作成し、金額の確認を数人で行うとともに相手方と料金の相互確認を行うこととし、歳入調定の段階でも複数人による再計算を徹底した。</p> <p>また、異動時期には、初任者に対し特に徹底した指導を行い再発防止を図ることとした。</p>	<p>令和2年 （2020年） 2月6日</p>

南区役所区民部飽田まちづくりセンター

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>〈嘱託職員の通勤費用相当額の認定誤りについて〉</p> <p>嘱託職員の通勤費用相当額の認定に当たっては、自宅から勤務地までの徒歩による道のり距離が2km以上あることが支給要件の一つとなっている。しかしながら、徒歩による道のり距離を確認せず、交通用具（自動車）による通勤距離の確認のみで認定を行っていたため、本来ならば支給要件を満たさない嘱託職員に対し、通勤費用相当額が誤って支給されていた。</p> <p>誤支給となっている通勤費用相当額については、嘱託職員への説明を行い、適切に処理されたい。また、令和2年度（2020年度）から会計年度任用職員制度への移行に伴い、事務処理が大幅に変更となることから、関係通知やマニュアルを十分確認のうえ、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>誤支給となった交通費については非常勤職員に説明し、誤支給28,620円については戻入処理を行った。</p> <p>再発防止策として、関係資料（嘱託職員に対する通勤費用相当額の支給に関する取扱要綱、通勤費用相当額認定フロー、認定手順）を使った課内研修を行い、今後の認定事務については徒歩による距離検索結果を印刷し添付することとし、関係資料を確認した上で内容のチェックを行うことを徹底し再発防止を図ることとした。</p>	<p>令和元年 （2019年） 12月23日</p>

南区役所区民部天明まちづくりセンター

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>〈嘱託職員の通勤費用相当額の認定誤りについて〉</p> <p>嘱託職員の通勤費用相当額の認定に当たっては、自宅から勤務地までの徒歩による道のり距離が2km以上あることが支給要件の一つとなっている。しかしながら、徒歩による道のり距離を確認せず、交通用具（自動車）による通勤距離の確認のみで認定を行っていたため、本来ならば支給要件を満たさない嘱託職員に対し、通勤費用相当額が誤って支給されていた。</p> <p>誤支給となっている通勤費用相当額については、嘱託職員への説明を行い、適切に処理されたい。また、令和2年度（2020年度）から会計年度任用職員制度への移行に伴い、事務処理が大幅に変更となることから、関係通知やマニュアルを十分確認のうえ、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>誤支給となった交通費について非常勤職員に説明し、誤支給18,540円については戻入処理を行った。</p> <p>また、関係資料（嘱託職員に対する通勤費用相当額の支給に関する取扱要綱、通勤費用相当額認定フロー、認定手順）を使って担当、主査及び所長で所内研修を行い情報の共有を図った。</p> <p>通勤費用相当額認定を行う際には、徒歩による距離検索結果を印刷し添付することとし、所長においては関係資料を確認した上で内容のチェックを行うことで再発防止を図ることとした。</p>	<p>令和2年 （2020年） 2月12日</p>

指摘事項等																					
<p>〈支出の切り分け（分割発注）について〉</p> <p>支出の切り分け（分割発注）については、過去の定期監査においても複数の課に指摘を行い、適正な事務の執行を要請していたが、今回も次のような事項が見受けられた。</p> <p>平成30年度（2018年度）において、同一事業者から同時期に複数回に渡って次のように物品が購入されていた。</p> <p>【スタッキングチェア】（規格は同一）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">①</td> <td style="width: 15%;">3月 1日</td> <td style="width: 60%;">スタッキングチェア 13脚</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">99,684円</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>3月 10日</td> <td>スタッキングチェア 4脚</td> <td style="text-align: right;">30,672円</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>3月 15日</td> <td>スタッキングチェア 9脚</td> <td style="text-align: right;">69,012円</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>3月 19日</td> <td>スタッキングチェア 10脚</td> <td style="text-align: right;">76,680円</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>3月 20日</td> <td>スタッキングチェア 10脚</td> <td style="text-align: right;">76,680円</td> </tr> </table> <p>いずれも各課執行の随意契約により、同じ時期に同様の物品の発注や納品が行われており、故意に契約が細分化され、予算が消化されたものと判断される事案である。物品の購入に当たっては、使用予定及び在庫状況等を確認し年間を通じた購入計画を立て、契約政策課に物品購入依頼をして入札又は見積合わせを行うなど、競争性の担保及び経済性の確保を図った適正な事務の執行となるように改められたい。</p>		①	3月 1日	スタッキングチェア 13脚	99,684円	②	3月 10日	スタッキングチェア 4脚	30,672円	③	3月 15日	スタッキングチェア 9脚	69,012円	④	3月 19日	スタッキングチェア 10脚	76,680円	⑤	3月 20日	スタッキングチェア 10脚	76,680円
①	3月 1日	スタッキングチェア 13脚	99,684円																		
②	3月 10日	スタッキングチェア 4脚	30,672円																		
③	3月 15日	スタッキングチェア 9脚	69,012円																		
④	3月 19日	スタッキングチェア 10脚	76,680円																		
⑤	3月 20日	スタッキングチェア 10脚	76,680円																		
措置内容	措置日																				
<p>年間購入計画を立てたうえで、契約政策課へ物品購入依頼をし、競争性の担保及び経済性の確保を図った適正な予算執行に努める。</p> <p>令和元年度のスタッキングチェア等の購入については、契約政策課へ物品購入依頼をした。</p> <p>令和2年度は、什器等購入計画表を作成し、優先順位に従って必要な時期に購入していくことを担当職員及び主査、所長で再度確認した。</p>	<p>令和2年（2020年）1月28日</p>																				

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>〈旅費等の支給誤りについて〉</p> <p>同一の者が同日に用務地の異なる二つの会議に出席した出張の旅費の支給について、日当が重複して支給されていた。</p>	<p>受託事業者へ「旅費計算内訳書」の作成を依頼する際は、必要な情報を正確に提供しているか、また、作成された「旅費計算内訳書」については、依頼内容どおりに旅費計算が行われているか、担当者だけではなく複数の職員で確認することとし、さらに上司によるダブルチェックを実施することとした。</p> <p>なお、過大支給となった旅費(日当)については、令和元年9月12日付けで旅行者から返還されている。</p>	<p>令和元年 (2019年)9 月12日</p>

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>〈労務単価等の誤った積算について〉 委託名 緑のじゅうたん等管理業務委託 委託期間 平成30年(2018年)4月1日から 平成31年(2019年)3月31日まで</p> <p>本業務委託は、市電軌道敷内の芝生及び下通アーケード内樹木を良好な状態に保つため、維持管理(灌水・除草・剪定等)を行う業務委託である。</p> <p>本業務委託では、仕様書において市電軌道敷の作業については、電車の終電から始発までの6時間10分、下通アーケードについては一般の通行が少なくなる23時から6時までの7時間で行うよう、作業時間を制限している。</p> <p>このように一般交通や周辺地域の営業活動確保のため、継続的に時間的制約を受け通常の作業時間を確保できない場合、設計に際して労務費を割増補正するよう「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」に記されている。対象課ではこの割増補正が本件には適用されないと誤った解釈をし、労務単価(夜間)に時間制約の補正を行わないまま積算を行っていた。また、共通仮設費率補正にあたり、本業務委託場所は市街地として地域補正すべきであったにもかかわらず、誤って地方部補正を行っており、全体で1,418,746円過少となっている。</p> <p>公共工事に対して、信頼性を損なうことのないよう、適正な設計に努められるとともに、確実な再発防止を図られたい。</p>	<p>この積算誤りについては、通知文(平成31年(2019年)3月19日技管発第416号)を見落としていたことが主たる原因と認められることから、次のような再発防止策を講じた。</p> <p>①積算に関する通知文や事務文書の通知の際にはもれなく文書を所定の場所に保存するようにし、積算する際にはもう一度通知文等を確認することとした。</p> <p>②次年度以降の設計時に備えて、事務の引継ぎがあった場合でも誤りがないように設計・積算資料を再度整理し、ファイルにまとめた。令和2年度の設計の際にもこのファイルを確認しながら確実な設計をするよう努めた。</p> <p>③積算上に疑義が生じた場合は、技術管理部門に確認を行い、誤った解釈がないよう、十分に注意を払い、検算者も含め積算技術の向上を図っていく。</p>	<p>令和元年(2019年)8月30日</p>

指摘事項等

<契約の未締結について>

次の3件の契約において、実施伺及び契約締結伺等の一連の契約事務手続は行われていたが、監査時点(令和元年〔2019年〕10月10日現在)でも、契約書は作成されておらず、契約が締結されていなかった。

・熊本市市民病院医療事務等業務委託

契約書(案)に記載された契約日 : 令和元年(2019年)6月4日

契約書(案)に記載された履行期間 : 令和元年(2019年)10月1日
 ~令和4年(2022年)9月30日

契約書(案)に記載された契約額 : 958,875,192円

・熊本市市民病院医師事務作業補助者派遣業務

契約書(案)に記載された契約日 : 令和元年(2019年)6月18日

契約書(案)に記載された履行期間 : 令和元年(2019年)10月1日
 ~令和4年(2022年)9月30日

契約書(案)に記載された契約額 : 1時間当たりの単価 1,713円

・熊本市市民病院企業会計システム保守業務委託

契約書(案)に記載された契約日 : 平成31年(2019年)4月1日

契約書(案)に記載された履行期間 : 平成31年(2019年)4月1日
 ~令和2年(2020年)3月31日

契約書(案)に記載された契約額 : 1,503,360円

地方自治法第234条第5項で、普通地方公共団体が契約につき契約書を作成する場合には、普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印をしなければ、その契約は確定しないと規定されている。

今回の件は、契約書(案)は契約締結伺に添付されているものの記名押印された契約書は作成されておらず、契約が未確定の状況で業務が実施されており、不適正な業務の執行と言わざるを得ない。

<p>相手方と早急に契約書を取り交わすとともに、今後は関係法令等を遵守され適正な契約事務の執行となるよう努められたい。</p>	
措置内容	措置日
熊本市市民病院医療事務等業務委託について契約書締結済	令和元年(2019年)10月15日
熊本市市民病院医師事務作業補助者派遣業務について契約書締結済	令和元年(2019年)10月16日
熊本市市民病院企業会計システム保守業務委託について契約書締結済	令和元年(2019年)10月14日
令和2年度(2020年度)については適正に契約締結している。	令和2年(2020年)4月1日

指摘事項等	
<p>< 予定価格調書の未開封について ></p> <p>次の5件の契約において、予定価格調書が開封されていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊本市市民病院医療事務等業務委託 (契約額：958,875,192円) ・熊本市市民病院自動精算機キャッシュレスシステム導入業務委託 (契約額：4,577,040円) ・熊本市市民病院医療情報システム(現病院電子カルテシステムほか) 保守業務委託 (契約額：30,327,901円) ・熊本市市民病院患者情報院外閲覧システム導入業務委託 (契約額：8,370,000円) ・熊本市市民病院患者プッシュ通知導入業務委託 (契約額：6,867,396円) <p>予定価格調書とは、契約金額を決定するための一応の基準として、あらかじめ作成された価格(以下「予定価格」という。)が記載された書面であり、開札までは、決裁権者が封印し封書された状態となる。そして、競争入札を実施する時点で、入札執行者がこれを開封し入札金額が予定価格の範囲内であるかどうかを確認の上、再度封入し封印することとなる。</p> <p>当然、本案件のような随意契約の場合においても、見積額と予定価格の確認は行われるべきであり、予定価格調書を開封せずにその確認を怠って契約の相手方を決定し、以降の契約事務へ進んだことは不適正な事務の執行と言わざるを得ない。</p> <p>今回の監査において、予定価格調書を開封し契約額が予定価格の範囲内での契約であったことを確認することはできたが、今後は決裁権者の責任として必ず予定価格調書を開封し、見積額と予定価格の確認を行うことにより、適正な契約事務の執行となるよう努められたい。</p>	
措置内容	措置日
<p>予定価格調書と見積書の価格比較を行った際に見積書へ「予定価格調書確認済：執行者」の押印を行うこととした。</p>	<p>令和元年(2019年)11月1日</p>
<p>契約締結および負担行為決裁のチェック表に「予定価格調書開封確認」の項目を追加した。</p>	<p>令和元年(2019年)11月1日</p>

指摘事項等	
<p><支出の切り分け(分割発注)について></p> <p>支出の切り分け(分割発注)については、平成27年度(2015年度)、平成28年度(2016年度)、平成29年度(2017年度)の一般会計・特別会計定期監査において、各課に対し共通の意見を表明し、適正な事務の執行を要請していたが、今回の公営企業定期監査においても次のような事項が見受けられた。</p> <p>カーテンの賃貸借において、次の3件の契約がなされていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊本市立植木病院間仕切り用カーテン賃貸借(契約額:797,040円) ・熊本市立植木病院窓用カーテン賃貸借(契約額:498,726円) ・熊本市立植木病院個室入口用カーテン賃貸借(契約額:98,496円) <p>これら3件の契約(合計金額1,394,262円)については、いずれも契約期間が平成31年(2019年)4月1日から平成32年(2020年)3月31日までと同期間であり、賃貸人も同一業者である。さらに、見積合わせによる随意契約で契約相手方を決定しているが、3件とも同一の2者から見積書が徴取されていた。</p> <p>今回の件については、同じ期間に同様の物品の賃貸借が行われており、競争入札を回避するために、随意契約の限度額である80万円以下となるよう、故意に契約が細分化されたものと判断せざるを得ない事案である。切り分け(分割発注)による随意契約は、不適正な契約事務であることを十分に認識した上で、競争性の担保及び経済性の確保を図った適正な契約事務の執行となるように改められたい。</p>	
措置内容	措置日
令和2年度において、一括契約締結済	令和2年(2020年)5月29日

指摘事項等	
<p><前回監査の指摘事項に対する改善不備について></p> <p>前回、平成29年度(2017年度)の定期監査において、「植木病院1階のエントランスホールの一部に、院外処方箋受付コーナーとして、薬剤師会の職員が使用するカウンターデスクが常設されているが、行政財産の使用許可が行われていなかったことから、市民病院と同様に病院局行政財産使用規程に基づき、使用許可の手続きを行われたい。」と指導したことに対し、「薬剤師会と病院局規程に基づき協議を行い、適正な処理を行う。」との改善状況報告(平成30年〔2018年〕9月12日)を受けていた。しかしながら、今回の定期監査において、監査時点(令和元年〔2019年〕10月4日現在)でも相手方との協議記録や検討経過を確認できなかった。</p> <p>前回の定期監査における指導に対し、適正な処理を行う旨の回答をしているにもかかわらず、協議記録や検討経過が確認できなかったことは、措置対応を講じず放置していたと言わざるを得ない。植木病院事務局においては、指導事項を真摯に受け止め、早急に改善措置を講ずるとともに、行政財産の使用許可に当たっては十分な検証・検討を行い、適正な財産管理事務の執行に努められたい。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和2年度行政財産使用許可について処理済であり、過年度分(29年度・30年度・令和元年度)についても使用料請求済であるもの。</p>	<p>令和2年(2020年)4月1日</p>

令和元年度(2019年度) 財政援助団体等監査結果に対する措置状況報告書

経済観光局スポーツ・イベント部スポーツ振興課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>〈熊本市スポーツ推進委員協議会〉</p> <p>旅費については、団体の規程で熊本市職員等の旅費支給に関する条例を準用しているが、旅行先で昼食が提供されているにもかかわらず、日当が全額支給され、延べ6名分の旅費について合計9,900円が過大支給となっていた。</p> <p>団体の事務において市のルールを準用する場合には、関係例規及び旅費事務の手引を十分に理解し、正確な事務を行われたい。また、過大支給額については、適切に対応されたい。</p>	<p>過大支給額については、該当者に事情を説明し、過大支給額を返還させたのち、協議会予算へ雑入処理した。</p> <p>今後は、より一層の適正性をもって業務にあたっていく。</p>	<p>令和2年 (2020年) 1月22日</p>

令和元年度(2019年度) 財政援助団体等監査結果に対する措置状況報告書

西区役所区民部総務企画課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>〈西区にぎわいづくり実行委員会〉 西区フェスタで実施したパラアスリート講演会謝礼金等として支出した91,602円について、積算上、振込手数料864円を除いた90,738円を本人への振込額としなければならないが、振込手数料を含んだ91,602円を講演者に振り込んでいた。</p> <p>過大支出の原因は、講演者への振込金額を誤認したことによるものであることから、振り込みに際しては、積算内容と振込金額に相違がないか十分に確認されたい。また、過大支出額については、適切に対応されたい。</p>	<p>相手方に請求し864円戻入を行った。再発防止策として、今後支出時に銀行振込用紙を添付して決裁する。</p>	<p>令和2年 (2020年) 1月16日</p>

令和元年度(2019年度) 財政援助団体等監査結果に対する措置状況報告書

環境局資源循環部環境施設課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>〈使用許可申請書の未提出等について〉</p> <p>扇田ふれあい広場を競技会、講習会等で使用しようとする者は、熊本市ふれあい広場条例施行規則に基づき、使用許可申請書を提出し、使用許可書の交付を受けることとなっている。しかしながら、使用許可申請書が提出されておらず、使用許可書の交付も行われていなかった。</p> <p>当該施設の管理・運営に当たっては、関係例規を遵守し、適正なものとなるように改められたい。なお、所管課においては、指定管理者の業務遂行状況が適正であるか十分に確認を行われたい。</p>	<p>条例施行規則に基づいた、使用許可申請書の提出及び使用許可書の交付を徹底させた。</p> <p>指定管理者の業務遂行状況については、毎月の月報や現地確認等のモニタリングを強化することにより、適正な実行の確認を行った。</p>	<p>令和2年 (2020年) 3月30日</p>

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>〈倉庫及び冷凍庫の設置について〉 扇田ふれあい広場において、地域のパークゴルフ協会（以下「協会」という。）の所有物であるプレハブ倉庫及び冷凍庫（以下「倉庫等」という。）が行政財産の使用許可を受けることなく設置されていた。</p> <p>倉庫等は、協会の占有物となっており、指定管理者が施設管理上必要なものとして設置したものではないため、設置に当たっては、熊本市行政財産使用条例の規定に基づき、目的外使用許可を受けなければならない。また、申請に当たっては、特に必要と認められる理由が必要となることから、所管課及び協会と十分協議の上適正に対応されたい。</p>	<p>指定管理者と目的外使用について協議したところ、倉庫については令和2年（2020年）1月9日に撤去を行い、冷凍庫については、備品として協会から指定管理者へ譲り受け、指定管理者の管理下で扇田ふれあい広場利用者の熱中症対策としての用に供するものとして設置して、指定管理者の備品台帳に登載した。</p>	<p>令和2年 （2020年） 1月9日</p>

指摘事項等

〈管理員の勤務時間について〉

熊本市九州自然歩道利用拠点施設の管理員の勤務条件において、勤務時間が一日当たり9時間若しくは11時間となっており、8時間を超えているにもかかわらず、明確な休憩時間が設けられていなかった。また、割増賃金が支払われていなかった。

このことは、労働基準法第32条第2項、第34条第1項等に抵触する状態となっているため、改善に向け十分な対策を検討されたい。

また、今回の件については、労働基準法についての理解不足が原因であったものである。労働者の雇入れに当たっては、労働関係法令の基本的な事項について理解を深めるとともに、疑義が生じた場合は、労働局に相談するなど労働関係法令に違反することがないよう対応されたい。なお、所管課においては、指定管理者の業務遂行状況が適正であるか十分に確認を行われたい。

〈参照〉

労働基準法（労働時間）

第三十二条 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。

② 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない。

（休憩）

第三十四条 使用者は、労働時間が六時間を超える場合においては少くとも四十五分、八時間を超える場合においては少くとも一時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。

措置内容	措置日
<p>施設の開館時間について、勤務時間の短縮を図るため利用者調査を実施し、一年を通して来館者が少ない朝の時間帯の開館時間を9時に変更するため、「熊本市九州自然歩道利用拠点施設条例施行規則」の一部を改正し、令和2年（2020年）4月1日付けで施行。</p> <p>開館時間：4～9月は9～18時とし、10～3月は9～17時へ変更</p> <p>管理員の労働条件については、4月1日から一週間の労働時間40時間を限度とし、休憩時間60分及び所定時間外等割増賃金率25%とした労働条件通知書を指定管理者が管理員に対して通知している。</p>	<p>令和2年 （2020年）4 月1日</p>

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><関係部署との会議について></p> <p>平成 19 年度（2007 年度）行政監査において、関係部署が情報を共有する体制が確立されていないことに対し、相互の連携が不十分であり、バラバラに管理が行われていて統括的に管理するところがなく、災害時に円滑かつ迅速な対応ができるか懸念されると意見を付し、定期的な関係部署打合せ会議の開催などにより情報を共有する体制を整備するとともに、防災倉庫及び備蓄倉庫の総括的な管理に努められたいと指摘している。</p> <p>このことについては、平成 20 年（2008 年）6 月に管理規程が制定され、危機管理防災総室が事務局となり、会議を年 1 回開催するとの措置が講じられている。</p> <p>しかしながら、今回の監査において、会議が開催されていないなどの不適切な事項が見受けられたのは、この管理規程が形骸化していることによるものと言わざるを得ない。</p> <p>危機管理防災総室においては、本市の防災対策における総括的な部署であることを十分に認識した上で、関係部署と備蓄物資の在庫状況や倉庫の点検状況等の情報共有化を図るためにも、毎年 4 月に全庁的に実施されている震災対処実動訓練に合わせ棚卸しを実施し、管理規程に基づいて関係部署との会議を開催されたい。</p> <p>なお、その会議の際には分散備蓄倉庫の棚卸しに係る状況についても情報共有を図られたい。</p>	<p>令和元年度（2019 年度）は、全ての倉庫の棚卸しを実施するとともに、計 3 回（4 月・7 月・10 月）の関係部署との会議を実施した。</p> <p>また、令和 2 年度、管理規程の見直しに係る関係課との会議を行っており、この中で、関係課との会議や各倉庫の棚卸しの確実な実施などについて、規程に明記することとしている。</p>	<p>令和元年 （2019 年） 12 月 20 日</p>